

第30回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年12月1日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 68号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 5件 |
| 第 5 | 議案第152号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 6 | 議案第153号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第 7 | 議案第154号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 8 | 議案第155号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 22件 |

○出席委員（13名）

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君 | 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 |
| 4番 小野寺典男 君 | 5番 佐藤 松喜 君 | 6番 渡邊 裕義 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 9番 津野 斉 君 | 10番 甲斐やす子 君 |
| 13番 熊谷 英二 君 | 14番 嶋中 勝 君 | 15番 遠藤 聡 君 |
| 16番 佐藤 徳市 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（3名）

- 番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（3名）

- 8番 舟山 珠代 君 11番 笛木 眞一 君 12番 山本 政弘 君

○その他出席者

- | | |
|---------------|--------------|
| 事務局次長 小幡 裕也 君 | 振興係長 工藤 理恵 君 |
| 農地係長 青島 雅明 君 | 主 任 湊谷 沙紀 君 |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第30回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は13名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時13分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

10番・甲斐君

13番・熊谷君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第30回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第68号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第68号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容5件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第68号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 60.3h a

指名年月日 令和7年10月31日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 90.2h a

指名年月日 令和7年10月31日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 23.1h a

指名年月日 令和7年11月6日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、津野委員、甲斐委員、熊谷委員、遠藤委員。

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 4.8h a

指名年月日 令和7年11月6日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、佐藤松喜委員、渡邊委員、笛木委員。

番号5

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 4.8h a

指名年月日 令和7年11月6日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、平山委員、佐藤松喜委員、渡邊委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号5、内容5件については報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第68号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎議案第152号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第152号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。
番号1を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。
議案第152号について説明させていただきます。
農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。
意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字上多和原野西2線70番3。

現況地目、畑。

面積、42,234㎡の内6,161.42㎡他1筆。

事業計画の名称、酪農舎及びラグーン建設並びにスタック用地増設事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、酪農舎1,867.05㎡、ラグーン900㎡、スタック用地960㎡、道路用地17,368.33㎡。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番・佐藤です。

議案第152号、番号1について報告を致します。

令和7年11月11日に、渡邊委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の1ページから2ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、酪農舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第152号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第153号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第153号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第153号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北3線125-1。

地目、登記簿原野、現況採放地。

面積、17,143㎡外 1 1 筆、合計面積は153,864㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金、6,500,000円。

譲受人構成員 2 名。

農地は3,932,858㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、遠藤委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 5 番・遠藤君。

○1 5 番（遠藤聡君） 1 5 番・遠藤です。

議案第 1 5 3 号、番号 1 について報告致します。

1 1 月 1 2 日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 5 番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして、番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和 1 1 9 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、43,863㎡外8筆。合計面積191,659.44㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、すでに離農しているため、譲受人、経営規模拡大のため
資金調達の方法及び価格、自己資金、500,000円。

譲受人世帯員3名。

農地は1,477,873㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君）3番・大泉です。

議案第153号、番号2について報告致します。

11月22日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため
今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可につ
いては問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・大泉
君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第153号、番号1から番号2まで、内容2件は原案可決されました。

◎議案第154号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第154号、農地法第5条の規定による許可申請について、
内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第154号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和原野西2線70-3の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、6,161.42㎡外1筆、合計面積21,095.38㎡。

農地区分、農振農用区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、酪農舎及びラグーン建設並びにスタック増設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

酪農舎1,867.05㎡、ラグーン900.00㎡、スタック用地960.00㎡、通路用地17,368.33㎡。

調査委員は、佐藤松喜委員、渡邊委員、笛木委員。

調査結果につきましては佐藤松喜委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君）5番・佐藤です。

議案第154号、番号1について報告いたします。

令和7年11月11日に、渡邊委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の1ページから2ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に酪農舎建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第154号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第155号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第155号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容22件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号5と番号6、番号11と番号12、番号21と番号22は同様の案件のため、一括審議に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5と番号6、番号11と番号12、番号21と番号22の内容6件を一括議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第155号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり22件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-40。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、15,375㎡外3筆、合計面積101,097㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和17年12月14日。

金額、年間20,220円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号2から番号4については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権の設定等に係る土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-40。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、15,379㎡外3筆、合計面積101,097㎡。

金額、年間20,220円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-39。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、50,519㎡。

金額、年間10,103円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-39。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、50,519㎡。

金額、年間10,103円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号1から番号4については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第155号、番号1から番号4について報告いたします。

11月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号5と番号6を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇熊牛原野16線東8-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積35,086㎡外37筆、合計面積847,424㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年12月15日から令和17年12月14日。

金額、年間2,300,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号6については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号5と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号5から番号6については森田委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

議案第155号、番号5から番号6について報告いたします。

11月25日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで、内容2件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮り致します。

番号7から番号10まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号10まで内容4件を一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶674-5。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積45,189㎡外2筆、合計面積46,866㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年12月15日から令和17年12月14日。

金額、年間139,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号8から番号10については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号7と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字標茶674-5。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積45,189㎡外2筆、合計面積46,866㎡

金額、年間139,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶686-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積83,556㎡外7筆、合計面積176,766㎡

金額、年間433,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶686-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積83,556㎡外7筆、合計面積176,766㎡

金額、年間433,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号7から番号10については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第155号、番号7から番号10について報告いたします。

11月26日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号10まで内容4件については原案可決されました。

続きまして、番号11と番号12を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野 2 2 - 1。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積27,235㎡外 2 筆、合計面積84,480㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 7 年 1 2 月 1 5 日から令和 1 7 年 1 2 月 1 4 日。

金額、年間261,888円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 1 2 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号 1 1 と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号 1 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 1 1 から番号 1 2 については笛木委員に調査を依頼しておりますが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第 1 5 5 号、番号 1 1 と番号 1 2 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、1 1 月 2 1 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で笛木委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 1 番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 1 から番号 1 2 まで、内容 2 件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮り致します。

番号 1 3 から番号 2 0 まで内容 8 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号20まで内容8件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野718-11。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,358㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和17年12月14日。

金額、年間74,037円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号14から番号20については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権の設定等に係る土地の表示、利用権等の期間、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号13と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん、番号15以下、説明する場合は、●●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野718-11。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,358㎡。

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和17年12月14日。

金額、年間74,037円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野360。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,774㎡外7筆、合計面積369,519㎡

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和17年12月14日。

金額、年間1,116,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野360。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,774㎡外7筆、合計面積369,519㎡

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和17年12月14日。

金額、年間1,116,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野30-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積9,847㎡外17筆、合計面積418,506㎡。

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和27年12月14日。

金額、年間1,254,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野30-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積9,847㎡外17筆、合計面積418,506㎡。

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和27年12月14日。

金額、年間1,254,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字シアンベツ3-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,922㎡外26筆、合計面積725,181.38㎡。

金額、年間2,225,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号 20

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字シアンベツ 3-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,922㎡外 26筆、合計面積725,181.38㎡。

金額、年間2,225,000円。

支払方法は毎年 11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 13 から番号 20 については笛木委員に調査を依頼しておりますが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第 155号、番号 13 と番号 20 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 18条第 5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で笛木委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 11番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 13 から番号 20 まで、内容 8 件については原案可決されました。

続きまして、番号 21 と番号 22 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 20

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野 708-1 の内。

地目、登記簿畑、現況農業用施設用地。

面積11,757㎡外1筆、合計面積22,663㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、農業用施設用地

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和7年12月15日から令和27年12月14日。

金額、無償となっております。

なお、番号22については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号21と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号22

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

なお、番号21から番号22については笛木委員に調査を依頼しておりますが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第155号、番号21と番号22について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、11月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け、引き続き農業用施設用地として利用するということでした。

この継続の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で笛木委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21から番号22まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第155号、内容22件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第30回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第30回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時56分閉会）